

社会福祉法人中津川市社会福祉協議会
理事及び監事並びに評議員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人中津川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものである。

(報酬等)

第2条 理事及び監事並びに評議員が、その職務のため、理事会及び監査並びに評議員会に出席したときは、報酬として日額3,500円を支給する。ただし、費用弁償は行わない。

(報酬等の支給方法)

第3条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

社会福祉法人中津川市社会福祉協議会 会長報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人中津川市社会福祉協議会の会長が、会務のために出務した場合の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 会長報酬の額は、月額50,000円とする。

(報酬の締切日及び支払日)

第3条 報酬の計算期間、支払日及び支払方法は次のとおりとする。

(1) 計算期間 毎月1日から月末までの1か月間

(2) 支払日 毎月21日に支払う。

ただし、取引銀行等が休日の場合はその前日に支払う。

(3) 支払方法 報酬は原則として本人の同意のもとに、全額を直接本人名義の金融機関口座に振り込むことにより支払う。

附 則

この規程は、平成24年5月30日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。